

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長代理 我 妻 栄

## 民間企業体において行われる試験研究について(要望)

わが国の自主再建の根本は、基礎を科学技術に置き、その振興とその応用工業化を積極的に実施し、産業の合理化、貿易の振興を強力に推進しなければならないことはいまでもありません。

本会議は、この見地から、政府所管の試験研究機関について、また、民間学術研究機関についてしばしば要望するところがありました。一方、民間企業体において行われる試験研究は、産業の合理化、貿易の振興にきわめて重要な役割を果しているばかりでなく、科学技術の進歩向上に大いに貢献しており、ますますこれを推進しなければならないものであります。既に企業合理化促進法をはじめ各種技術試験研究補助金制度、輸入機械に対する免税措置等の諸対策が講ぜられていることはよこばしいことでありますが、法人税法における試験研究費の取扱いに見られるように、この推進をはばむ隘路がまだ存していることは遺憾に堪えません。

このことについて、本会議は、産業科学技術振興協会から添付別紙のような要望を受けました。本会議研究成果実用化委員会において審議した結果、この要望はきわめて妥当であるとの結論に到達しました。

本会議は、民間企業体において行われる試験研究の推進をはばむこの種の隘路を開くために、政府が速かに適当な措置をとり、ますますその試験研究を推進する方策を講ぜられるよう、ここに強く要望します。

## 別 紙

## 法人税法における試験研究費の取扱いに関する要望

## 産業科学技術振興協会

諸外国に立遅れた技術水準を向上し、これが振興を図るために企業合理化促進法をはじめ各種技術助成金制度、輸入機械に対する免税制度等諸対策が実施せられているにもかかわらず、これが基盤たる試験研究に対しては、その対策はいまだ不十分であると考えざるを得ない。殊にその課税上の取扱いについては、以下に述べるように不合理な点が多く、これが是正を至急図らなければ企業の試験研究費の支出も困難となり、苛烈なる国際競争に敗れざるを得ないような事態も予想せられ、かくては国策として採りあげられている技術振興所期の効果を期待し得ざることとなる。このにおいて、次のようにその取扱いを是正せられるよう要望する。

## 要 望

試験研究費については、昭和26年5月に大蔵省令を改正した当時の考え方(繰延資産とする)に立戻り、昭和26年9月の法人税法取扱通達改正の際に挿入した試験研究費の条項を削除して、繰延資産の創業費、開発費なみに扱うこととし、また特許権等を取得した場合においても出願・登録税のみを取得価格とし、相当する耐用年数にて償却すべきである。すなわち、立法技術的には法人税法取扱通達246の3、246の4、246の5を削除し、245の(1)として試験研究費を加筆挿入されたい。

なお、試験研究費の性格及び産業の要請よりこれが引当金制度を設け、不況時においても平常並み

の試験研究が行われ得るよう、併せて希望する。

#### 理 由

(1) 試験研究費は従来、無形固定資産(耐用年数・5年)として扱われていたが、昭和26年5月に固定資産耐用年数の全国的改正を行つた際に、無形固定資産から削除し、繰延資産として創業費・開発費と同じ扱いをすることとなり、(註A)「その償却は時期及び金額の如何を問わず法人が償却をなした年度の損金に算入する」(註B)こととなつた。

(2) その後、昭和26年9月25日付で法人税法取扱通達の改正が行われ、試験研究費を2つの範時に区分し、前者は損金、後者はその償却5年の均分償却のことに改正した。すなわち、前者は、「法人が事業遂行のために通常行つた試験研究に要した費用はこれを損金に算入するものとする。」(註C)とし、後者は、「法人が新規の製品を製造するため、又は新たな製造方法を採用するための試験研究その他特定の発明発見のために支出した費用(当該試験研究のみに専用する機械装置等で他に転用できないことの明かなものの取得額は含む)は、これを資産に計上するものとする。」(註D)と規定した5年間の均分償却(註E)とした。

(3) しかし、試験研究に使用する建物・機械及び装置・器具・備品その他の固定資産の取得価額の償却は、それぞれの耐用年数による建前であるから、試験研究費の内容は、きわめて限られた費用のみであることは注意を要すると思う。

またもし試験研究が成功しなかつた場合には、その事業年度の損金扱いとし、(註F)の成功して特許権を出願し特許権を取得した場合には、その試験研究費に出願料登録税を加算した金額が特許権取得金額となり、この特許権は耐用年数10年にて償却することと規定(註G)している。これは、特許権の取得を以て確定した資産の取得と見るもので、特許権の実情を解しないものである。従つて、自己取得の特許権その他の権利は出願及び登録税の費用を以て取得価格とし、これが収益課税は営業収益を生じ、または権利を売却した時期に課税すべきである。

(4) 上述の経緯から考えると、試験研究費に関する昭和26年9月の法人税法取扱通達の考え方は、昭和26年5月の省令改正の精神を故意に抹殺し一片の取扱通達で改正前の省令の考え方に引戻していることである。

また前者の範時、すなわち「法人が事業遂行のために通常行つた試験研究に要した費用は、これを損金に算入する」ことは、従来とて損金扱いすることが当然であり、事実としても損金扱いであつたものを今更の如く記述し従来は損金扱いでなかつたものを損金扱いに改正したい錯覚を与えているのは誠に遺憾である。よつて、首記の要望のように訂正せられるよう希望する。

#### 註 A

#### 無形固定資産の耐用年数

	改正前	改正後
特 許 権	10年	10年
商 標 権	15	15
意 匠 権	7	7
実 用 新 案 権	7	7
水 利 権	20	20

漁業権	10年	10年
営業権	10	10
試験研究費	5	
専用側線利用権	なし	30
鉄道軌道連絡通行施設利用権	なし	30
電気ガス供給施設利用権	なし	15

改正前 法人税法施行細則（昭和22年3月31日 大蔵省令第30号）別表3

改正後 固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和26年5月31日）大蔵省令第50号）別表3

註B 法人税法取扱通達（昭和26年9月25日）246

註C 同前246の3

註D 同前246の4

註E 同前246の5の(1)

註F 同前246の5の(2)

註G 同前246の5の(2)

2-50

庶発第349号の1 昭和28年7月13日

各都・道・府・県・市 殿

日本学術会議会長代理 我 妻 栄

科学者・技術者の海外渡航について（要望）

わが国の科学者の内外に対する代表機関たる日本学術会議は、創設以来、その任務とする「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」ことならびに、「世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」ことに努めておるものであります。

本会議は、都・道・府・県の総て、ならびに多くの市におかれて各種の試験、研究機関を設置して、科学、技術の向上発達、産業の振興に努めておられることは慶賀の至りと存じております。また、多くの都・道・府・県・市におかれて、海外の最新の科学、技術の視学、学術の研究、学術関係国際会議への出席等を目的として管下の科学者、技術者を海外に派遣されておられることは極めて喜ばしいことに存じます。

科学者、技術者を海外に派遣することは立遅れたわが国の科学技術を向上発達させ、産業を振興させ、国民の福祉を増進させるために極めて有効、有意義のものであり、今後ますますその必要度が高まるものと考えられますので、本会議は、貴都（道・府・県・市）におかれまして、管下の関係の科学者、技術者をますます数多く海外に派遣することに特別の御考慮を賜りますよう、ここに希望を申し述べる次第であります。

（参 考）

請 願 書

昭和28年6月4日

都道府県市工業試験所連絡協議会

北海道工業試験場長

阿久津 国 造